

広島県告示第三百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させ、及び会計管理者の事務の一部を委任させた。

平成二十六年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	広島県警察本部交通部交通指導課に所属する職員 東員 敏 明
会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員	広島県警察本部交通部交通指導課に所属する職員 丸尾 明 日 香
解除又は委任した事務	<p>一 納付書（昭和三十九年法律第五十五号）の提出又は受領に關し、又は、</p> <p>二 納税義務の履行に關し、</p> <p>三 納税義務の履行に關し、</p> <p>四 納税義務の履行に關し、</p> <p>五 納税義務の履行に關し、</p> <p>六 納税義務の履行に關し、</p> <p>七 納税義務の履行に關し、</p> <p>八 納税義務の履行に關し、</p> <p>九 納税義務の履行に關し、</p> <p>十 納税義務の履行に關し、</p> <p>十一 納税義務の履行に關し、</p> <p>十二 納税義務の履行に關し、</p> <p>十三 納税義務の履行に關し、</p> <p>十四 納税義務の履行に關し、</p> <p>十五 納税義務の履行に關し、</p> <p>十六 納税義務の履行に關し、</p> <p>十七 納税義務の履行に關し、</p> <p>十八 納税義務の履行に關し、</p> <p>十九 納税義務の履行に關し、</p> <p>二十 納税義務の履行に關し、</p>
解除した年月日	平成二十六年三月三十一日
委任した年月日	平成二十六年四月一日